自然災害共済・

自然災害共済事業細則

契約の発効日または更新日が、2024年4月1日以降の制度内容です

●「しおり」を表示していただくと、目次としてご利用いただけます。

自然災害共済事業細則 - 1 - 教職員共済生活協同組合

(総 則)

第1条 教職員共済生活協同組合(以下「この組合」 という。)は、自然災害共済事業規約(以下「規 約」という。)第80条(細則)にもとづき、この 細則を定める。

(「電磁的方法」の定義)

第2条 この細則において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であって、消費生活協同組合法施行規則(昭和23年9月30日大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号)第53条(電磁的方法)第1項第1号にもとづくものをいう。

(「生計を一にする」および「親族」の定義)

- 第3条 規約中にいう、「生計を一にする」ことの認定は、住民票または所属長(学校長)、市町村長、町内会長、自治会長の発行する居住証明書をもって行う。
- 2 規約中にいう「親族」とは、6 親等内の血族および3 親等内の姻族をいう。

(「給排水設備」の定義)

第4条 規約中にいう、「給排水設備」とは、水道管、 排水管 (雨樋、スノーダクトを含む)、給水タン ク、トイレの水洗用設備、浄化槽等の給水・排水 を主要の用途にもつ設備で、建物、地面または地 中に固定されたものをいう。ただし、洗濯機、浴 槽、食洗器等給水・排水の機能はもつもののその 装置内に主として水を貯め活用する設備を除く。

(共済契約の継続の特例)

第5条 共済契約期間中に規約第6条(共済契約者の範囲)および規約第7条(被共済者の範囲)に 規定する範囲外となった場合は、当該共済契約の 期間が満了する日まで継続できるものとする。

(併用住宅の用途)

- 第6条 規約第8条 (共済の目的 建物) 第1項第 3号ウにいう「細則で定める用途」とは、つぎの 各号の用途をいう。
 - (1) 常時 10 人以上が業務に従事する事務所
 - (2) 火薬類専門販売業および再生資源集荷業
 - (3) 作業員宿舎および簡易宿泊所
 - (4) 貸座敷、待合、割烹および料亭
 - (5) キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
 - (6) 映画館、劇場および遊技娯楽場
 - (7) 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事 するもの)、倉庫および車庫

(建築中の建物の基準)

- 第7条 規約第8条 (共済の目的 建物) 第2項第 1号にいう「細則で定める基準」とは、つぎの各 号の条件のすべてをみたすことをいう。
 - (1) 建築工事の注文者が、建物の完成後所有者となること。
 - (2) 建築工事の注文者が、建物の共済契約者と なること。
 - (3) 建築請負業者が、その建築中の建物にかかる保険等に加入していないこと。
 - (4) 建前完了時以後であること。

(30 日をこえて1年以内の空家を引き受ける場合)

第8条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項にいう「この組合が細則で定めるもの」とは、空家または無人となっている建物の外部および内部について月1回以上の見回り、点検等の管理ができることをいう。

(口数の特例)

第9条 規約第11条(付帯される契約との関係) 第2項にいう「細則で定める口数」とは、付帯される火災共済契約の同口数とし、端数が発生する 場合または奇数の場合は直近の偶数口数まで切り上げた口数をいう。

(同一敷地内の複数の建物にかかる共済契約の締結の単位)

第 10 条 同一敷地内に2以上の建物がある場合において、そのいずれもが規約第8条(共済の目的建物)第1項の建物であり、かつ、規約第15条(共済契約の締結の単位)第1項に定められた共済の目的ごとの共済契約の締結がされていないときは、同一敷地内の共済の目的とすることができるすべての建物または家財について一括して共済契約が締結されているとみなすことができる。ただし、共済契約関係者が居住している建物に限る。

(空家における共済契約の更新取扱い)

第11条 規約第20条(共済契約の更新)第2項第 1号にいう「共済の目的とすることのできる建物 の範囲外となること」には、規約第8条(共済の 目的 建物)第2項第2号および第8条(30日 をこえて1年以内の空家を引き受ける場合)の規 定にもとづき締結された共済契約において、締結 後の事情または状況の変化等により第8条の基 準を満たさなくなったことを含む。

(各共済金請求の提出書類)

第12条 規約第25条(共済金の請求)第2項にい う「細則で定める書類」とは、共済金の種類ごと につぎの各号に規定する書類をいう。

【各共済金請求の提出書類】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
	共済金請求書	被災状況申告書	(関係官署の罹災証明書またはこれに代わるべき証明書) 共済事故の証明書	(建物に損害がある場合)登記簿謄本または登記事項証明書	死亡診断書(死体検案書)	後遺障害診断書	の際に交付するハンドブックにおいて記載したもの欠くことのできない書類または証拠として、共済契約締結払場所)第1項に規定する必要な事項の確認を行うためにその他、組合が規約第27条(共済金等の支払いおよび支
風水害等 共済金	0	0	0	0			0
地震等 共済金	0	0	0	0			0
盗難 共済金	0	0	0	0			0
傷害費用 共済金							
死亡	0	0	0		0		0
障害	0	0	0			0	0
地震等特別 共済金	0	0	0				0
付属建物等 特別共済金	0	0	0				0

(注) ○は、必要書類。

2 前項の規定にかかわらず、この組合は、前項の 書類の一部の省略を認めることができる。

(共済契約の解約の手続き)

第13条 共済契約者は、規約第36条(共済契約の解約)の定めにより共済契約の解約を行う場合には、この組合所定の書類に必要事項を記入し、署名または記名押印のうえ、この組合に提出しなければならない。

(電磁的方法による手続き)

- 第14条 共済契約者は、規約第45条(氏名または 住所の変更)第1号に規定する事項については、 書式に代えて電磁的方法によりこの組合に通知 することができる。
- 2 前項に規定する電磁的方法による通知にかかる 手続きは、つぎの各号のとおりとする。
 - (1) 共済契約者は、この組合がインターネット を媒介として提示した契約情報画面等に前 項に規定する通知にかかる手続事項を入力 し、この組合に送信する。
 - (2) この組合は、前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなす。この場合、この組合は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法により共済契約者に通知する。
- 3 電磁的方法による手続きにおいて、規約および この細則において特に定めのない事項について は、「マイページ利用規約」を適用する。

(追加共済掛金の払込みにおけるこの組合が指定する期日)

第 15 条 規約第 47 条 (共済掛金の返戻または追 徴) 第 3 項にいう 「細則で定める基準によりこの 組合が指定する期日」とは、共済掛金の払込みに 必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者 に対し指定する日をいう。

(建物構造区分の定義)

- 第 16 条 規約別紙第 1 「共済掛金額算出方法書」 にいう「耐火構造」とは、つぎのとおりとする。
 - (1) 建物の主要構造部のうち、柱、はりおよび 床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆 したもので組立られ、屋根、小屋組および外 壁のすべてが不燃材料で造られたもの
 - (2) 外壁のすべてがつぎのいずれかに該当する

建物

- ア コンクリート造
- イ コンクリートブロック造
- ウ れんが造
- 工石造
- 才 十蔵造
- 2 規約別紙第1「共済掛金額算出方法書」にいう 「木造」とは、前項に規定する「耐火構造」以外 のものとする。

(建物構造区分の誤りの処理)

- 第 17 条 この組合は、つぎの各号のいずれかに該当した場合には、当該共済期間中のその共済契約に適用すべき建物構造区分による共済掛金の額とそれまでに適用されていた建物構造区分による共済掛金の額との差を計算し、その額を返戻または追徴する。
 - (1) 共済契約者が共済契約締結もしくは規約第 20条(共済契約の更新)第4項から第7項 までの規定による更新の当時に告げた建物 構造区分について誤りがあることが判明し た場合
 - (2) 規約第 46 条(通知義務)第1項第2号の 事由が発生したにもかかわらず、この組合の 定める書式によりその旨をこの組合に遅滞 なく通知せず、建物構造区分について誤りが あることが判明した場合
- 2 前項の規定は、つぎの各号のいずれかの場合に は適用しない。
 - (1) 規約第 38 条 (告知義務による共済契約の解除)第1項の規定により共済契約を解除した場合。ただし、共済契約者が当該共済事故の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合は除く。
 - (2) 規約第39条(通知義務による共済契約の 解除)第1項の規定により共済契約を解除し た場合。ただし、共済契約者が当該共済事故

の発生が危険増加をもたらした事実によら なかったことを証明した場合は除く。

- 3 第1項の規定により、共済掛金の差額を返戻する場合において、その共済契約が更新されたものであり、かつそれ以前の共済契約においても適用すべき建物構造区分に誤りがあるときは、第1項による返戻の額と合わせて3年間分を限度として共済掛金の差額を払い戻す。
- 4 第1項の規定にもとづき、この組合が、追徴となる共済掛金(以下、この条において「追加共済掛金」という。)を請求した場合において、共済契約者は、共済掛金の払込みに必要な相当の期間としてこの組合が共済契約者に対し指定する日までに、追加共済掛金を払い込まなければならない。
- 5 この組合は、前項のこの組合が指定する期日までに追加共済掛金の全額の払込みがない場合は、 共済契約を将来に向かって解除することができる。
- 6 第1項の規定にもとづき、この組合が追加共済 掛金を請求した場合において、前項の規定により この共済契約を解除できるときは、この組合は共 済金を支払わず、また、すでに共済金を支払って いたときは、共済金の返還を請求する。

(建築中の建物の共済金額等)

- 第 18 条 規約第8条(共済の目的 建物)第2項 第1号に規定する建物について、風水害等または 地震等による損害が生じた場合において、この組 合が支払う共済金の額は、規約第50条(風水害 等共済金)第4項または規約第51条(地震等共 済金)第2項に規定する金額に、つぎに該当する それぞれの割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 基礎工事より屋根工事終了まで 40%
 - (2) 内外壁工事終了まで 70%
 - (3) 工事が終了して入居するまで 100%

(損害の額および損害の程度の認定)

- 第19条 規約第50条(風水害等共済金)第8項、 規約第51条(地震等共済金)第5項、規約第52 条(盗難共済金)第6項、規約第55条(地震等 特別共済金)第4項および規約第56条(付属建 物等特別共済金)第4項にいう「細則で定める基 準」とは、各種構成部および品目に関する価額な らびにこれらの確認に要する資料等によるもの とし、必要に応じて建物・家財評価に関する各種 資料および所定の様式により提出された見積書 を参考にすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、規約第51条(地震 等共済金)第5項にいう「細則で定める基準」に おいては、別表第1「地震等共済金建物損害割 合認定基準点数表」にもとづくことができる。

(身体障害と認める場合の取扱い)

第20条 規約第53条(傷害費用共済金)第4項にいう「細則で定める場合」とは、事故の日からその日を含めて180日となる日における医師の診断にもとづき、組合が別表第2「身体障害等級別支払割合表」に定める身体障害の状態に該当すると認めた場合をいう。

(他の障害等がある場合の決定方法)

第21条 規約第54条(他の障害その他の影響がある場合)第1項本文にいう「細則で定める方法」とは、医師の診断、他の共済事業の取り扱いおよび事故の態様などを考慮し決定することをいう。

(身体障害等級別支払割合表)

第 22 条 規約別表第1の「身体障害等級別支払割合表」は、別表第2「身体障害等級別支払割合表」 に掲げるものとする。

(身体障害の状態の定義)

第 23 条 規約別表第1「身体障害等級別支払割合

表」にいう「1 身体障害の状態の定義」には、 火災等、風水害等、地震等または盗難の事故を直 接の原因とする非器質性精神障害を含むものと する。

(細則の変更)

- 第 24 条 この組合は、共済期間中であっても、法 令等の改正または社会経済情勢の変化その他の 事情により、細則を変更する必要が生じた場合等 には、民法(明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号) 第 548 条の 4 (定型約款の変更)にもとづき、 この細則にかかわる契約内容を変更することが できる。
- 2 前項の場合には、この組合は、細則を変更する 旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期 について、電磁的方法その他の適切な方法により 周知する。

(改 廃)

第25条 この細則の変更および廃止は、理事会の議決によって行う。

付 則

(施行期日)

- この細則は、2010年3月26日から施行し、
 2010年4月1日以後に発効する共済契約から
 適用する。
- 2 この改正細則は、2011 年7月 21 日より施行し、2011 年2月1日から適用する。ただし、この改正細則の施行前に傷害費用共済金の支払事由に該当する身体障害の状態になった場合であって、改正前の別表第1第12級第13号または第14級第10号に該当するもの(2010年6月10日前に該当した場合を除く。)については、傷害費用共済金の支払事由が生じた日から、この改正細則を適用する。

付 則(2014年11月26日一部改正)

(施行期日)

- 1 この細則は、2014年11月26日から施行し、 2015年2月1日から適用する。ただし、適用の 日現在、現に存する共済契約については、その共 済期間の満了にいたるまで従前の例による。
- 2 第1項の規定にかかわらず、共済事故が適用日 以後に発生した場合には、つぎに掲げる改正後の 規定を適用する。
 - (1) 第8条(各共済金請求の提出書類)

付 則(2018年2月28日一部改正)

(施行期日)

この細則は、2018年4月1日から施行する。

付 則(2020年1月28日一部改正)

(施行期日)

この細則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第20条(細則の変更)については、施行の日現在、現に存する共済契約についても将来に向かって適用する。

付 則(2024年3月1日一部改正)

(施行期日)

この細則は、2024年3月1日から施行する。

付 則(2024年4月1日一部改正)

(施行期日)

この細則は、発効日または更新日が 2024 年4 月1日以降の共済契約から施行する。

自然災害共済事業細則 7 教職員共済生活協同組合

別表第1(第19条関係)

地震等共済金 建物損害割合認定基準点数表

(1) 木造住宅の点数表

構造		告	内容	基本配点
屋	屋	根	瓦・トタン・野地板等	10
根部	小厚	屋組	棟木・梁・束・母家等	10
	天	井	天井板・野縁・釣木等	10
	柱	È	管柱・通柱・床柱等	15
周	外	壁	塗壁・新建材等	10
囲	乜	壁	繊維壁・クロス張等	10
の	造	作	押入れ・階段・便所等	10
部	建	具	板戸・ガラス戸・障子等	10
	畳		畳・ジュータン	5
	Б	ŧ	床板・土台・根太等	10
合 計		+		100

(2) 耐火構造建物の点数表

構造		告	内	容	基本配点
天井の部	天	井	天井下地・目スカ 井・格天井・合板 ・張天井・クロス 井・左官塗天井等		10
	内	壁	繊維壁・耐水性繊 ブラスター壁・ク 等		10
周囲の	建	具	木製とアルミ又は ルに大別されるサ ・襖等		30
部	柱	È	管柱・半柱・床柱	等	15
	造	作	流し台・水切台・ 便所・押入れ・造 棚等		20
床	畳		畳・ジュータン・ の仕上げ材等	その他	5
の部	床		フローリングブロ 張・タイル張 ・畳寄せ・上がり		10
合 計		†			100

別表第2(第22条関係)

身体障害等級別支払割合表

(2011年2月1日現在)

障害等級	身体障害	支払 割合
第1級	 両眼が失明したもの そしゃく及び言語の機能を廃したもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 前 除 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 	100%
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が 0.02以下になったもの 2 両眼の視力が 0.02以下になったもの 2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	100%
	1 1 眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になったもの	90%
第3級	2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5 両手の手指の全部を失ったもの	90%

	1 両眼の視力が 0.06 以下になったもの	
	2 そしゃく及び言語の機能に著し	
	い障害を残すもの	
	3 両耳の聴力を全く失ったもの	
	4 1上肢をひじ関節以上で失った	
第4級	もの	80%
	5 1下肢をひざ関節以上で失った もの	
	6 両手の手指の全部の用を廃した	
	もの	
	7 両足をリスフラン関節以上で失	
	ったもの	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が	
	0.1 以下になったもの	
	1の2 神経系統の機能又は精神に	
	著しい障害を残し、特に軽易な労	
	務以外の労務に服することができ	
	ないもの	
	障害を残し、特に軽易な労務以外	
第5級	の労務に服することができないも	70%
712 0 1120	<i>σ</i>	7 0 70
	2 1上肢を手関節以上で失ったも	
	の	
	3 1下肢を足関節以上で失ったも	
	4 1 上肢の用を全廃したもの	
	6 両足の足指の全部を失ったもの	
	1 両眼の視力が 0.1 以下になった	
	1 画歌の飛がかい.1 以下になった	
	2 そしゃく又は言語の機能に著し	
	い障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が耳に接しなければ	
	大声を解することができない程度	
	になったもの	
	3の2 1耳の聴力を全く失い、他	
第6級	耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解する	60%
かり放	ことができない程度になったもの	00%
	4 せき柱に著しい変形又は運動障	
	害を残すもの	
	5 1上肢の3大関節中の2関節の	
	用を廃したもの	
	6 1下肢の3大関節中の2関節の	
	用を廃したもの	
	7 1手の5の手指又は母指を含み	
	4の手指を失ったもの	

自然災害共済事業細則 9 教職員共済生活協同組合

r	T	
	1 1眼が失明し、他眼の視力が	
	0.6 以下になったもの	
	2 両耳の聴力が 40 センチメート	
	ル以上の距離では普通の話声を解	
	することができない程度になった	
	もの	
	9 ,	
	2の2 1耳の聴力を全く失い、他	
	耳の聴力が1メートル以上の距離	
	では普通の話声を解することがで	
	きない程度になったもの	
	3 神経系統の機能又は精神に障害	
	を残し、軽易な労務以外の労務に	
	服することができないもの	
	4 削 除	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残	
第7級	し、軽易な労務以外の労務に服す	50%
713 7 1/2	ることができないもの	3070
	6 1手の母指を含み3の手指又は	
	母指以外の4の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指又は母指を含み	
	4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失	
	ったもの	
	9 1上肢に偽関節を残し、著しい	
	運動障害を残すもの	
	10 1下肢に偽関節を残し、著し	
	い運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃し	
	たもの	
	12 外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側のこう丸を失ったもの	
	1 1 眼が失明し、又は1 眼の視力	
	が 0.02 以下になったもの	
	2 せき柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の母指を含み2の手指又は	
	母指以外の3の手指を失ったもの	
	4 1手の母指を含み3の手指又は	
	母指以外の4の手指の用を廃した	
	もの	
笠 0 紅	5 1下肢を5センチメートル以上	450/
第8級	短縮したもの	45%
	6 1上肢の3大関節中の1関節の	
	用を廃したもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の	
	用を廃したもの	
	8 1上肢に偽関節を残すもの	
	9 1 下肢に偽関節を残すもの	
	10 1 足の足指の全部を失ったも	
i	の	

- 1 両眼の視力が 0.6 以下になった もの
- 2 1 眼の視力が 0.06 以下になったもの
- 3 両眼に半盲症、視野狭さく又は 視野変状を残すもの
- 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残 すもの
- 5 鼻を欠損し、その機能に著しい 障害を残すもの
- 6 そしゃく及び言語の機能に障害 を残すもの
- 6の2 両耳の聴力が1メートル以 上の距離では普通の話声を解する ことができない程度になったもの
- 6の3 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの

第9級

7 1耳の聴力を全く失ったもの

- 7の2 神経系統の機能又は精神に 障害を残し、服することができる 労務が相当な程度に制限されるも の
- 7の3 胸腹部臓器の機能に障害を 残し、服することができる労務が 相当な程度に制限されるもの
- 8 1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの
- 9 1手の母指を含み2の手指又は 母指以外の3の手指の用を廃した もの
- 10 1 足の第 1 の足指を含み 2 以 上の足指を失ったもの
- 11 1 足の足指の全部の用を廃し たもの
- 11 の 2 外貌に相当程度の醜状を 残すもの
- 12 生殖器に著しい障害を残すもの

30%

自然災害共済事業細則 10 教職員共済生活協同組合

	1 1眼の視力が 0.1以下になった	
	もの 1の2 正面視で複視を残すもの	
	102 正画祝く後祝を残すもの 2 そしゃく又は言語の機能に障害	
	を残すもの	
	3 14 歯以上に対し歯科補てつを	
	加えたもの	
	3の2 両耳の聴力が1メートル以	
	上の距離では普通の話声を解する	
	ことが困難である程度になったも	
	の	
	4 1耳の聴力が耳に接しなければ	
第 10 級	大声を解することができない程度	20%
	になったもの	
	5 削 除	
	6 1手の母指又は母指以外の2の	
	手指の用を廃したもの 7 1下肢を3センチメートル以上	
	短縮したもの	
	8 1足の第1の足指又は他の4の	
	足指を失ったもの	
	9 1上肢の3大関節中の1関節の	
	機能に著しい障害を残すもの	
	10 1下肢の3大関節中の1関節	
	の機能に著しい障害を残すもの	
	1 両眼の眼球に著しい調節機能障	
	害又は運動障害を残すもの	
	2 両眼のまぶたに著しい運動障害	
	を残すもの	
	3 1眼のまぶたに著しい欠損を残	
	すもの 3の2 10 歯以上に対し歯科補て	
	つを加えたもの	
	3の3 両耳の聴力が1メートル以	
	上の距離では小声を解することが	
	できない程度になったもの	
午 4 4 4 17 11	4 1耳の聴力が 40 センチメート	1 50/
第 11 級	ル以上の距離では普通の話声を解	15%
	することができない程度になった	
	もの	
	5 せき柱に変形を残すもの	
	6 1手の示指、中指又は環指を失	
	ったもの	
	7 削 除 8 1足の第1の足指を含み2以上	
	の足指の用を廃したもの	
	9 胸腹部臓器の機能に障害を残	
	し、労務の遂行に相当な程度の支	5
	障があるもの	
<u> </u>	<u> </u>	

- 1 1眼の眼球に著しい調節機能障 害又は運動障害を残すもの
- 2 1眼のまぶたに著しい運動障害 を残すもの
- 3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- 4 1耳の耳かくの大部分を欠損し たもの
- 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨 又は骨盤骨に著しい変形を残すも の
- 6 1上肢の3大関節中の1関節の 機能に障害を残すもの
- 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの

8 長管骨に変形を残すもの

- 8の2 1手の小指を失ったもの
- 9 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
- 10 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を 失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの
- 11 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したもの
- 12 局部にがん固な神経症状を残すもの
- 13 削除

第12級

14 外貌に醜状を残すもの

10%

自然災害共済事業細則 11

教職員共済生活協同組合

第 13 級	1 1眼の視力が 0.6 以下になった 1 1眼の視力が 0.6 以下になった 2 1眼に半盲症、視野狭さく又は 視野変状を残すもの 2の2 正面視以外で複視を残すもの 3 両眼のまぶたのにですもの 3の1 に対しはがしがしているではがしたもの 3の2 5歯以上に対しを強料補でで を加えたのが出れるででででででである。 5 1手ののはのののののののののののののののののののののののののののののののののの	7%
第 14 級	指以下の3の足指の用を廃したもののまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの2 3 強以上に対し歯科補てつを加えたもの2の2 1耳の聴力が1メートル以上の距離力が1メートルができないの声を解ものの大きないの露出とを残すもの4 下聴いあとをであるのようの大きさのの表別にもののではいありの手指の場合にものの5 1 手の母指以外の手指の違位指節間を大きのの5 1 手の母指以外の手指の遠位指節間をものの5 1 足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの9 局部に神経症状を残すもの	4%

(備 考)

1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常 のあるものについてはきょう正視力について測 定する。

- 2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったもの をいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半 分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指 節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい 運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったもの をいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
 - (注) 本身体障害等級別支払割合表の「障害等級」 欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償 保険法施行規則別表第1「障害等級表」(以 下「障害等級表」という。)が改正され、障 害等級表の内容が変更された場合には、共済 事故発生時において現に効力を有する同障 害等級表中の「障害等級」欄および「身体障 害」欄の記載内容をもって読み替える。

自然災害共済事業細則 12 教職員共済生活協同組合